附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令及び第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、同法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援及び同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第二十三項に規定する補装具の購入又は修理並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の四第一項に規定する居宅サービス等（以下この項において「指定通所支援等」という。）について適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

3　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「同条第三号」を「同条第三号ロ中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第四号」に改め、同条第二項中「第二十四条第三号」を「第二十四条第四号」に改める。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十八号

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十六条第一項並びに戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十八条第二項及び第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（未帰還者留守家族等援護法施行令の一部改正）

第一条　未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十万千円」を「二十万六千円」に改める。

（戦傷病者特別援護法施行令の一部改正）

第二条　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の四中「二万九千四百円」を「三万三百円」に改める。

第八条の五中「二十万千円」を「二十万六千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十六年三月三十一日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額並びに同月以前の月分の同法による療養手当の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十九号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第二項（同法第百十五条の二第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三条第二項（同法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十条の二第二項（同法第六十条の三第二項において準用する場合を含む。）（これらの規定を私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第二項（同法第六十二条の三第二項において準用する場合を含む。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の二第二項において準用する同法第五十一条第二項及び同法第六十一条の二第二項において準用する同法第六十一条第二項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第五十一条の二第二項において準用する同法第五十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項第一号中「六万二千百円。」を「四万四千四百円」に改め、同号ただし書を削り、同条第四項第一号中「三万千五十円。」を「二万二千二百円」に改め、同号ただし書を削り、同条第五項第一号中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改め、同条第六項第二号中「六万二千円」を「四万四千四百円」に、「三万千五十円」を「二万二千二百円」に改め、同項第三号中「二万四千六百円」を「一万二千円」に、「一万二千三百円」を「六千円」に改め、同条第七項第二号イ中「六万二千百円」を「四万四千四百円」に、「三万千五十円。」を「二万二千二百円」に改め、同号イただし書を削り、同項第三号イ中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改める。

第四十三条第一項第二号イ中「六万二千百円。」を「四万四千四百円」に改め、同号イただし書を削り、同項第三号イ中「三万千五十円。」を「二万二千二百円」に改め、同項第四号イ中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改める。